日常生活支援住居施設 認定辞退届

年　　月　　日

寝屋川市長 殿

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

　「　　　　年　　月　　日付け」で生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条ただし書の規定による認定を受けた日常生活支援住居施設について、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和２年厚生労働省令第44号）第５条第１項の規定により、次のとおり予告し、認定を辞退します。

1. 認定を辞退する日常生活支援住居施設の名称
2. 認定辞退予定日　　　　　　　　　年　　　月　　　日
3. 当該施設の無料低額宿泊所としての運営

無料低額宿泊所は運営を　（　継続する　・　　休止する　・　廃止する　）

1. 現在入所している者の状況　　　別紙のとおり

５．　認定辞退に係る連絡事項

〇　添付書類

　　　　・

・

-------------------------------------------------------------------------------------

（注１）　本届出書は認定を辞退する３カ月以上前に提出すること。

（注２）　３．において無料低額宿泊所としての運営を休止する場合には別途、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の３の規定による変更（休止）の届出を、廃止する場合には同法第68条の４による廃止の届出をそれぞれ行う必要があるので注意すること。